

青森県「核燃料物質等取扱税」の更新

平成23年12月9日に青森県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付で同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 核燃料物質等取扱税の更新の理由

青森県においては、原子燃料サイクル施設の立地に伴う安全確保等の観点から、平成3年度に法定外普通税として核燃料物質等取扱税を創設し、安全性確保対策、民生安定対策、生業安定対策等を実施してきたところである。

現行条例による課税期間は平成24年3月31日をもって満了するが、安全性確保対策、民生安定対策、生業安定対策は今後とも引き続き実施していく必要があり、多額の財政需要が生じていることから、引き続き、核燃料物質等取扱税を実施するものである。更新にあたっては、税率の見直しを行うとともに、税収の安定・平準化を図るために、原子力発電所に係る課税方式の一部見直しを行うものとする。

2. 核燃料物質等取扱税の概要

	課税客体	課税標準	納税義務者	税率	備考
①	ウランの濃縮	製品ウランの重量	加工事業者	19,100円/kg 【更新前：16,500円/kg】	税率増
②	原子炉の設置	発電用原子炉の熱出力	原子炉設置者	9,000円/千kw（3ヶ月）	新設
③	原子炉への核燃料の挿入	原子炉に挿入した核燃料の価額	原子炉設置者	100分の13 【更新前：100分の10（当面の間100分の12）】	税率増
④	使用済燃料の受入れ	受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	再処理事業者	19,400円/kg	変更なし
⑤	使用済燃料の貯蔵	使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	再処理事業者	1,300円/kg （当面の間8,300円/kg）	変更なし
⑥	廃棄物の埋設	廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	廃棄物埋設事業者	27,500円/m ³ 【更新前：23,700円/m ³ 】	税率増
⑦	廃棄物の管理	ガラス固化体の容器の数量	廃棄物管理事業者	845,400円/本 【更新前：728,700円/本】	税率増

徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）11,202百万円 （平年度）15,577百万円
課税を行う期間	2年間（平成24年4月1日～平成26年3月31日）

担当：自治税務局企画課
黒川（23514） 対馬（23516）
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659